# 社会福祉法人ゆずりは会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆずりは会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
  - (1) 常勤役員は設置しない。
- (2) 非常勤役員等については、勤務実態に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

# (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 非常勤役員等に対する報酬に額は、次の通りとする。
  - (1) 会議への参加や監査業務など、役員等としての業務を行った場合の費用弁償として、 日当5,000円を支給する。
  - (2) 評議員及び評議員選任・解任委員には、各年度一人あたりの総額が20,000円 を超えない範囲で支給することができる。
  - (3) 理事及び監事に対しては、一人あたり月額100,000円を超えない範囲で報酬 を支給することができる。
  - (4) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、 日当、宿泊料)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等には報酬を支給しない。

#### (報酬等の支給方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による報酬区分に応じて定める時期とする。
- (1) 日当はその都度支給する。
- (2) 役員としての職務を行うために勤務をした場合は、各月末に集計して支給する。
- (3) 第5条(1)及び(2)の会議を除く報酬の支給対象となった職務については、いっ何を行ったか記録をして請求する。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

- 第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等 の支給の基準として公表する。
- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。
- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。